平成２３年（フ）第１４４７号
広島市中区大手町５丁目６番21号
債務者　田村　正治
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周子
4　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６４号
鳥取県鳥取市卯垣５丁目30番地　Ｄ－８
債務者　宮脇　千鶴
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷裕次郎
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９６号
北海道旭川市東光10条２丁目２番３号　カムオンシティ東光206号
債務者　武田　雅代
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月22日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１１号
北海道旭川市10条通９丁目975番地の283　永大グリーンハイツ10条205号室
債務者　十倉　榮子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　善康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６５号
愛知県一宮市起字与三ケ巻44番地１　尾西団地３号棟403号
債務者　吉田　信夫
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２３３号
愛媛県松山市南吉田町605番地　グリーンフィール102号
債務者　宇都宮満男
成年後見人　大野　瞳
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４０５号
愛知県豊田市緑ケ丘１丁目30番地　グリーンプラザＡＮＮＥＸ206号
債務者　山本　勝男
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３１号
岡山県倉敷市中島1799番地
債務者　小手川英子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１号
群馬県太田市山之神町397番地３
債務者　長谷川千恵
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２号
三重県伊勢市藤里町１番地103、前住所名古屋市東区徳川１丁目17番38号
債務者　野村　香輔
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第５４２号
奈良県大和郡山市筒井町890番地１　ロイヤルハイツ筒井515号室
債務者　古賀　堅吾
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６０８号
奈良県天理市柳本町1015番地13
債務者　坂本　直子（旧姓澤井）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４８５号
静岡県三島市緑町20番27号　ブルーメンインセルＩ―205
債務者　佐野美恵子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５１１４号
大阪市生野区中川１丁目４番２号　春日マンション301号
債務者　横川真弓美
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９６１号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目25番22号　フローラルＫＩＴＡＭＵＲＡ301号
債務者　菊本直美こと　金　直美
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部